

輸出管理内部規程総括表<新規・内容変更> (注1)

輸出管理内部規程受理番号	(注2)	輸出者等名(会社名)	(注3)
項 目		輸出管理内部規程の名称及び該当条項(注4)	
I 基本方針		※左記項目を規定する 輸出管理内部規程の 名称を記入	※左記輸出管理内部規程に おける該当条項を記入
II 個別事項(8項目)			
1 輸出管理体制			
(1) 最高責任者(統括責任者)			
(2) 輸出管理組織の業務分担及び責任範囲			
2 取引審査			
(1) 最終判断権限者の疑義ある取引の未然防止			
(2) 該非判定(該非確認)			
(3) 用途及び需要者等の確認			
(4) 情報の信頼性を高める手続(特定重要貨物等の輸出等の場合)			
3 出荷管理			
(1) 輸出等時の貨物等と輸出関連書類等の同一性の確認			
(2) 通関時における事故の輸出管理部門への報告			
4 監査			
5 教育(指導及び研修を含む。)			
6 資料管理			
(1) 輸出関連書類等への正確な記載及び記録			
(2) 輸出関連書類等の保存			
7 子会社及び関連会社の指導			
(1) 子会社及び関連会社の指導			
(2) 特定重要貨物等の輸出等の業務に関わる子会社の指導等			
8 報告及び再発防止			
(1) 経済産業大臣への報告			
(2) 再発防止策の策定及び実施(違反者の処分を含む。)			
キャッチオール規制及び通常兵器補完的輸出規制に係る要件		輸出管理内部規程の条項(注4)	
①貨物・技術の該非判定(該非確認)の手続及び仕向地の確認の手続			
②客観要件(最終需要者及び最終用途)、インフォーム要件の該否確認の手続及びその後の適切な手続			
③「大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等について」の5.の手続(経済産業大臣への報告を含む)			
④仲介貿易取引及び技術仲介取引に係る取引の審査の手続(注5)(注6)			
特記すべき事項			

(注1) 新たに輸出管理内部規程を届け出る場合は、<新規>に、既に届け出ている輸出管理内部規程の変更の場合は<内容変更>に○印を記入すること。

(注2) 新規届出の場合は記入不要。

(注3) 輸出者等が会社以外の場合は、輸出者等名として当該組織名を記載すること。

(注4) 各項目を規定している輸出管理内部規程(輸出管理内部規程に基づく細則、マニュアル、フローチャート等を含む。以下この様式において同じ。)の名称及び該当条項を記入すること。

(注5) 技術仲介取引とは、法第25条第1項で規定する取引のうち、外国において提供を受けた技術を他の外国において提供する取引をいう。

(注6) 仲介貿易取引及び技術仲介取引を行わないため、輸出管理内部規程に関連規定を設けていない場合には「取引なし」と記入すること。仲介貿易取引及び技術仲介取引を行っているが、輸出管理内部規程に関連規定を設けていない場合には「該当条項なし」と記入すること。